



所属所受付印

産前産後休業 掛金免除 申出書

掛金免除変更

組 記	合 号	員 番	等 号	9999 - 9999	組 合 員 氏 名	〇〇 〇〇
所 属 機 関	名 称	産前休暇を取得している日のうち、出産予定日から42日前の日を記入してください。 (条例等で56日前から取得している場合であつても)				
	所 在 地					
産 前 産 後 休 業 期 間	新 規	開 始 日	R3 年 8 月 2 日		終 了 日	R3 年 11 月 7 日
	変 更 前	開 始 日	申出時点で産後休業の取得申請等を行っていない場合は、出産予定日の後56日の日を記入してください。			
	変 更 後	開 始 日				
産前産後休業に係る子の出産年月日			出 産 予 定 日		R3 年 9 月 12 日	
			出 産 日		年 月 日	
単胎又は多胎の別			単 胎 ・ 多 胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除（免除変更）を申出します。</p> <p style="text-align: center;">鳥取県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年 8 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">申出者氏名 〇〇 〇〇</p>						

備考) ・派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。

・掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

決 裁 欄	年 月 日	事 務 局 次 長	課 長	合 議	主 査

(事例)

- ・出産予定日 R3.9.12 単胎
産前休暇 7月19日～
※条例等により産前56日前から取得した場合
- ・出産日 R3.9.9
産後休暇 R3.11.4まで

【免除期間】

新規申出時:8月～10月

変更申出時:7月～10月

※遡って7月分の掛金が免除となります。

※掛金免除期間となるのは、実際に特別休暇の産前産後休暇を取得した期間

添付書類については、「特別休暇の産前産後休暇を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあっては、その旨」が証明できるものが必要となります。

証明する書類の例として次の書類が考えられますので、各所属所において、これらに類する書類を提出してください。

(1)掛金免除申出書提出時

- ①特別休暇の産前産後休暇を取得していること及びその期間
 - ・休暇簿の写し
 - ・特別休暇申請書の写し 等
- ②子の出産予定日及び出産予定人数
 - ・母子手帳の写し
 - ・妊娠証明書 等

(2)掛金免除変更申出書提出時

- ①産前産後休暇を取得していること及び変更後の期間
 - ・休暇簿の写し
 - ・特別休暇申請書の写し 等
- ②子の出産日及び出産人数
 - ・母子手帳の写し



所属所受付印

産前産後休業 掛金免除 申出書

掛金免除変更

組 合 員 等 記 号 番 号	9999	-	9999	組 合 員 氏 名	〇〇 〇〇	
所 属 機 関	名 称	〇〇市				
	所 在 地	〇〇市〇〇町9999				
産 前 産 後 休 業 期 間	新	新規申出時の日をご記入ください。			日 終了日	年 月 日
	変 更 前	開始日	R3 年 8 月 2 日	終了日	R3 年 11 月 7 日	
	変 更 後	開始日	R3 年 7 月 30 日	終了日	R3 年 11 月 4 日	
産前産後休業に係る子の出産年月日				出 産 予 定 日	R3 年 9 月 12 日	
				出 産 日	R3 年 9 月 9 日	
単胎又は多胎の別				(単 胎) ・ 多 胎		
上記の 鳥	出産予定日の42日より前から条例の定めによる産前休暇を取得している者において、 出産日が出産予定日より前となった場合は、 出産日から遡及して42日までの間の日を記入してください。					
				申出者氏名	〇〇 〇〇	

備考) ・派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。

・産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。

・掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。

決 裁 欄	年 月 日	事務局次長	課 長	合 議	主 査

(事例)

- ・出産予定日 R3.9.12 単胎
産前休暇 7月19日～
※条例等により産前56日前から取得した場合
- ・出産日 R3.9.9
産後休暇 R3.11.4まで

【免除期間】

新規申出時:8月～10月

変更申出時:7月～10月

※遡って7月分の掛金が免除となります。

※掛金免除期間となるのは、実際に特別休暇の産前産後休暇を取得した期間とな

添付書類については、「特別休暇の産前産後休暇を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあっては、その旨」が証明できるものが必要となります。

証明する書類の例として次の書類が考えられますので、各所属所において、これらに類する書類を提出してください。

(1) 掛金免除申出書提出時

① 特別休暇の産前産後休暇を取得していること及びその期間

- ・休暇簿の写し
- ・特別休暇申請書の写し 等

② 子の出産予定日及び出産予定人数

- ・母子手帳の写し
- ・妊娠証明書 等

(2) 掛金免除変更申出書提出時

① 産前産後休暇を取得していること及び変更後の期間

- ・休暇簿の写し
- ・特別休暇申請書の写し 等

② 子の出産日及び出産人数

- ・母子手帳の写し